

事後評価書

箇所名	県営かんがい排水事業 宮川4工区その2		事業名	農業農村整備事業	課名	農業基盤整備課 (伊勢農林水産事務所)																																	
事業概要	工期 (下段当初)*	平成19年度～平成25年度	全体事業費 (下段当初)*	1,299 百万円 (負担率：国0.5：県0.25：他0.25)																																			
		平成19年度～平成25年度		1,467 百万円 (負担率：国0.5：県0.25：他0.25)																																			
事業目的及び内容		<p>本地区は、三重県の南勢地域に位置し、一級河川(宮川水系宮川)沿いに広がる伊勢市内802haの稲作を主体とした農業地帯である。</p> <p>本地区は、国営宮川用水施設の下流幹線水路として、昭和35年度から昭和53年度にかけて県営かんがい排水事業宮川地区で整備がなされた農業用水路であるが、施設は建設から年月がたち、老朽化により漏水が発生し、維持管理等に多大な時間と費用を要していた。</p> <p>このため、国営造成施設の整備(国営宮川用水第二期事業)に合わせ、老朽化が著しい本地区の用水施設の更新を一体的に行うことにより、農業用水を安定的に供給するとともに、維持管理の省力化を図ることを目的とし事業を行ったものです。</p> <p>【事業量】 幹線用水路 L=6,888m 水管理システム 1式</p>																																					
1・事業の効果		<p>【直接的効果】</p> <p>① 計画時の事業目的の達成状況評価</p> <p>国営造成施設の整備(国営宮川用水第二期事業)に合わせ、本地区の農業用水路(パイプライン)の更新整備を行うことにより、老朽化により頻りに発生していた漏水が解消され維持管理が軽減されました。また、漏水に伴い頻りに補修のため断水を余儀なくされていましたが、安定して用水の供給が出来るようになりました。</p> <p>幹線用水路については、事業完了後は漏水の発生はしていません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漏水件数</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>19</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 当初の効果と完了後の効果の比較結果</p> <p>計画時の投資効率 1.15 今回(実績)時の投資効率 1.10 ※(内容、内訳については別添資料参照)</p> <p>【間接的効果】</p> <p>① 漏水による補修に伴い生活道路の通行止め等、農家でない近隣住民にも迷惑をかけていましたが、これらが解消されました。</p>						漏水件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01		14	19	4	2	9	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0
漏水件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01																								
	14	19	4	2	9	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0																								
2・事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化		<p>工事を行う際には低騒音・低振動・排ガス対策型建設機械を使用しました。</p> <p>また、工事排水がある場合は、濁水のまま排水路等へ直接流さず吸引や一時貯留等の対策をして水質汚濁の防止に努めました。なお、周辺地域の水辺にはマルタニシやクロダカワニナ等の準絶滅危惧種(NI)が生息していますが、既設の用水路もパイプラインのため幹線水路には希少生物は存在しません。</p> <p>生活環境面では管路を道路下へ埋設するにあたり舗装の打替えとなるため、生活道路が綺麗になり通行性が向上しました。</p>																																					

3・事業を巡る社会経済情勢等の変化

高齢化や人口減少の進行、TPPなどの世界の食糧需給をめぐる環境変化や消費者ニーズの変化などに対応するため、国は平成27年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、平成28年8月には新たな「土地改良長期計画」を策定しました。その中で、「豊かで競争力のある農業」を政策課題の一つとして、「高収益作物への転換による所得の増加」、「担い手の米の生産コストの大幅削減」を達成すべき重点目標としています。

三重県では、平成28年度3月に策定した「三重県農業農村整備計画」に基づき、「農業生産性の向上」や「安全・安心な農村づくり」に向けた取り組みを計画的に進めることとしています。

4・県民の意見

① 県民の意見の徴収方法について

当地区の事業内容については、老朽化が著しい既存の幹線水路（パイプライン）を更新整備（パイプライン）する内容であり、農業者（受益者）の水利用の環境が変化するものではありません。

このため、アンケートについて整備したことを認識されているであろう方々を対象者としました。

当該施設の管理を行っている宮川用水土地改良区職員18名、整備に関連する10集落より1集落2名程度の代表的な農業者20名に対しアンケート調査を実施し全員から回答を得ました。

② 質問事項について

1. 老朽化していた農業用水路（幹線水路）の改修整備を行ったが事業の効果は感じられたか。
2. 効果に対する主な回答理由
3. 具体的な回答意見

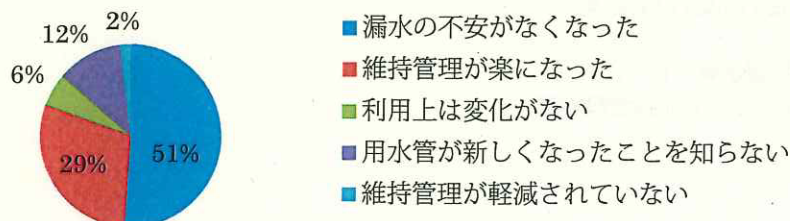
③ 県民の意見について

1及び2の質問に対する効果についてのアンケートの結果を割合で示すと次のとおりでした。

1.効果回答



2.主な理由



3の質問に対する具体的な意見

【肯定的な意見】（管理者側の意見）

効果があったと回答した管理者側の肯定的な意見としては、「頻繁に起こっていた漏水が解消された」「漏水復旧工事のたびに近隣住民や耕作者への連絡やお詫びをする必要があったがなくなった」「補修工事を行うたび周辺にお住いの方や一般交通者にも迂回等の迷惑がかかっていたが解消された」「水管理システムの導入により遠方監視ができエリア別の水利用状況の把握が容易となった」「漏水による緊急対応がなくなり心身ともに楽になった」等の意見をいただいています。

【肯定的な意見】（水利用者側の意見）

効果があったと回答した水利用者側の肯定的な意見としては、「漏水がなくなったので断水の回数が減りよかった」「整備されたことにより先々の不安がなくなった」等の意見をいただいています。

【効果についてわからないとの意見】（水利用者側の意見）

効果についてわからないとの意見では「用水管が新しくなったのを知らない」「特に目立った変化がないため分からない」「工事を実施していたのは知っていたが詳細は把握していなかったので分からない」等でした。今回の整備内容は水利用者にとって、特に利用状況が変化するものでないことから、効果についてわからないが40%となったと思われます。

【効果がなかったとの意見】（水利用者側の意見）

効果がなかったとの意見は「支線水路の漏水が多く、度々断水となり耕作に影響が出ている」との意見をいただきました。今回は幹線水路の改修であり、末端水路の整備については未改修であるため、今後末端整備の要望が強まると考えられます。

【その他の意見】（水利用者側の意見）

その他の意見として「支線水路は未改修であり給水栓の老朽化に伴う破損が多く困っている」との意見をいただきました。

5・再評価の経緯

再評価の経緯はありません。

6・今後の課題等

本地区としましては、順次国営幹線水路の更新整備（完了）、県営幹線水路の更新整備を行ってきました。アンケートからも今後老朽化してきている用水末端整備等の要望が強まると考えられることから、営農組織の活用や、農地中間管理事業の活用などを推進し、農地の集積を図ることによる低コスト化を図り、地元と連携しながら順次必要な末端の整備や施設の長寿命化に取り組み、「もうかる農業」につなげていきます。

※再評価実施事業は（下段前回）とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は（下段当初）とし、当初計画時の内容を記載する。